第4節 障害 補償

第1 障害補償の内容

障害補償は、障害による労働能力の喪失や減少に対する損失の補填を目的としており、職員が公務 又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病が治ったとき、障害が残っている場 合に、その障害の程度に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金として支給されます。

障害補償年金は、その障害の程度が規則別表第3に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する場合に支給され、障害補償一時金は、その障害の程度が規則別表第3に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する場合に支給されます(法第29条第1項)。

ここでいう「労働能力」とは、一般的な平均的労働能力の意味であり、被災職員の年令、職種、利き腕、知識経験等の要素によって障害の程度の評価が変わることはありません。

1 支給要件

(1) 負傷又は疾病が治っていること

「治ったとき」とは、原則として、医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態(療養の終了)となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態(症状の固定)に達したときをいい、同一の事故により、2以上の負傷又は疾病があるときは、その全部が治ったときをもって「治ったとき」とします。

(2) 規則別表第3に定める程度の障害が存すること

障害補償の支給対象となる障害は、規則別表第3において、第1級から第14級に分けて掲げられている障害又はこれらと同程度の障害と認められるものに限られます(「参考2 障害等級早見表」P.336~339参照)。

2 支給額

(1) 通常の場合

第3-5表に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます (法第29条第1項)。 なお、障害補償年金の額の100円未満の端数は、50円未満を切り捨て、50円以上を切り上げます (法第39条の2)。

同一の事故により系列(「障害等級の決定について」の第1の1の(3)に掲げる障害系列表。第3 -3表のとおり。)を異にする障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級により又は最も重い障害に応ずる等級を1級~3級繰り上げた等級により、障害等級を決定することとなります(これを「併合」という。)。具体的には第3-4表のとおり行います(法第29条第5項、第6項)。規則別表第3に列挙しているもの以外の障害(いずれの系列にも属しない障害又は属する系列はあるが、該当する等級のない障害)については、その障害の程度に応じて規則別表第3に定めている障害に準じて障害等級を決定することとなります(これを「準用」という。)(規則第26条の5第2項)。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のあった者(当該障害の生じた事由を問わない)が、公務災害又は通勤災害により、同一部位について障害の程度を加重した場合における新たな障害に係る支給額は、加重後の障害の

該当する障害等級による支給額から、既にあった障害の該当する障害等級による支給額(既支給額ではない)を差し引いて算定します(法第29条第8項)。

なお、加重後の障害補償が年金で、加重前の障害補償が一時金である場合には、当該年金の額から一時金の25分の1相当額を差し引いた額が新たな障害に係る年金の額とされます(規則第27条第1項第1号)。

第3-3表 障害系列表

部			位	岩	景 質	的障	音害		!	機	能	的阻	<u> </u>			系列
니디	-		71/	白	具	אַר ניו	- 古		L D							区分
	ne ne		1.1.						視		力		章 『		害	$\frac{1}{2}$
	眼 (両	F	球 恨)						調運	節	機 動	能	년 章	章	害害	3
眼	(Iml	F	IX)						視		助 野		早 章		害	4
			右	欠	 損	<u> </u>	<u> </u>	害	運		<u>月</u> 動		<u>平</u> 章		害	5
	まぶ	た	左	欠					運運		<u>助</u> 動		<u>平</u> 章		害	6
	内 耳 等	(両 耳)	- / \	121				聴		<u>力</u>		<u>-</u> 章		害	7
耳			右	欠	損	Ri .	ž	害			-					8
	耳かく(:	4 개)	右左	欠	損	<u> </u>	ž.	害								9
	鼻			欠	損	D	Ž	び	機		能		章		害	10
	口								そし	ノやく	及で	が言語	機	能障	害	11
				歯	牙	<u> </u>		害	<u>:</u>					- I.		12
	怪系統の機			神彩				能	又	は	精	神	<u>り</u>	障	害	13
頭		面 、 頸 殖器を含む		醜	状 腹	到 许		<u>害</u> 臓	! 器	1	<i>(</i>)		障		生	14 15
別別		<u> 地部を占し</u> き	<u>ゞ。)</u> 柱	<u>胸</u> 変	<u></u>	可 到		<u>順</u> 害	- 運		<u></u> 動		<u> 早</u> 章		害害	16
体	<u> </u>	<u>C</u>	11.	変変	形			<u>- 戸</u> 害	连		3)	l.	牛		P	10
幹	その他	の体幹	骨			骨、ろ			!							17
'	, ,		14			, 又は										
				欠	損	<u> </u>		害	機	Ī	能	ß	章		害	18
			右	変	形	<u> </u>		害								19
			/11			ては前			<u> </u>							
	上	肢		醜	状	<u>P</u>		害	144		41-	17.	7/2		+	20
上肢				欠変	損 形	图 图		害害	機		能)	章		害	21
加又			左	変 (上月			』 ĵ腕帽		! !							22
				醜	<u>ル </u>	<u> </u>		<u>まん</u> 害	<u> </u>							23
İ		- LL-	右	欠				害	機		能	ß	章		害	24
	手	指	左	欠	損	<u> </u>	ž.	害	機	Ī	能	<u> </u>	章		害	25
				欠	損	<u> </u>		害	機		能	ß	章		害	26
				変	形	阻		害	! !							27
			右			ては下			<u>.</u>							
				短	縮	<u> </u>			:							28
ㅜ	下	肢		醜欠	<u>状</u> 損	II II	<u></u>	害害	機		能	I7-	<u></u> 章		害	29 30
下肢				変	<u>頂</u> 形	<u></u>		<u>- 吉</u> 害	饿		月上	lΣ	早		古	30
/JX			左		退骨乙		- 腿 乍									31
				短	<u>。 </u>	<u> </u>	// <u>/</u>	害	<u>:</u> :							32
				醜	状			害	:							33
	 足	指	右	欠	損	<u> </u>	ž Ž	害	機	1	能		章		害	34
1	上	扫	左	欠	損	<u> </u>	±	害	機		能	<u> </u>	章		害	35

第3-4表 併合等級

障害の程度	併合による等級
第14級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級に応ずる等級
第13級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の1級上位の等級
第8級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の2級上位の等級
第5級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の3級上位の等級

また、同一部位の加重障害ではないが、両上肢、両下肢のような左右一対の器官(相対性器管を除く。)の一方に既に障害のあった者が、新たな災害により他の一方に障害を残した結果、現存する障害が規則別表第3において、左右の組合せで1の障害として定められているもの(組合せ等級)に該当するに至った場合には、新たな障害に係る障害補償の額の算定は、加重障害に準じて行うこととされています。

第3-5表 障害補償等

_						
区	障害		障害特別支給金	障害特別		
分	等級	障害補償	(一時金)	(一時	金)	障害特別給付金
	77/1/1X		(HJ 2E)	公務災害	通勤災害	
	第 1 級	平均給与額×313 日	342 万円	1,435 万円	915 万円	
障	第 2 級	平均給与額×277 日	320 万円	1,395 万円	885 万円	障害補償の額に <u>20</u>
害	第 3 級	平均給与額×245 日	300 万円	1,350 万円	855 万円	を乗じて得た金額
補償	第 4 級	平均給与額×213 日	264 万円	865 万円	520 万円	上限額
年	第 5 級	平均給与額×184 日	225 万円	745 万円	445 万円	$=150$ 万円× $\frac{A}{365}$
金	第 6 級	平均給与額×156 日	192 万円	625 万円	375 万円	A=障害等級に応
	第 7 級	平均給与額×131 日	159 万円	500 万円	300 万円	ずる障害補償
	第 8 級	平均給与額×503 日	65 万円	320 万円	190 万円	の欄の乗数
障	第 9 級	平均給与額×391 日	50 万円	255 万円	155 万円	
害補	第 10 級	平均給与額×302 日	39 万円	200 万円	125 万円	
償	第 11 級	平均給与額×223 日	29 万円	150 万円	95 万円	
一時	第 12 級	平均給与額×156 日	20 万円	110 万円	75 万円	
金	第 13 級	平均給与額×101 日	14 万円	80 万円	55 万円	
	第 14 級	平均給与額× 56 日	8万円	50 万円	40 万円	
偐	龍 考	昭和 49 年 11 月 1 日改正	昭和 55 年 11 月 1 日 改正	令和6年 4月1日 改正		昭和52年4月1日 から適用 上限額については 昭和56年5月1日 改正

(3) 障害等級に変更があった場合

障害補償年金を受けている者の障害の程度が、自然的経過によって増悪し又は軽減した場合において、障害の程度に変更のあった後の障害が障害等級第1級から第7級までに該当するときは、障害補償年金の額を変更のあった翌月の分から変更後の障害に対応する年金の額に改定することとなります。また、変更後の障害が障害等級第8級から第14級までに該当するときは、変更のあ

った月分をもって年金の支給を打ち切り、該当する障害等級に定められている日数分の障害補償 一時金が支給されます。なお、この障害補償一時金が支給される場合の補償事由発生日は「障害の 程度に変更があった日」となりますので、当該変更があった時点における平均給与額の再算定(規 則第3条第3項及び第4項の比較計算)が必要となります(法第29条第9項)。

(4) 傷病が再発した場合

障害補償年金を受けている者が再発した場合においては、当該障害補償年金の支給は 再発した 日の属する月まで行い、再発傷病が治った場合においては、新たに該当するに 至った障害等級の 区分に応じ、第3-5表に掲げる額を支給する。

初発傷病に関し障害補償一時金を支給しており、かつ、再発傷病が治ったときにおける障害等級(以下「再発等級」という。)が初発傷病が治ったときにおける障害等級(以下「初発等級」という。)より上位の障害等級に該当した場合においては、障害補償一時金を支給すべきときは初発等級により算定した額を、障害補償年金を支給すべきときは初発等級により算定した額の25分の1に相当する額を、それぞれ当該障害補償一時金の額又は当該障害補償年金の額から差し引いた額を支給する。

3 他の法令による給付との調整

ア 同一の事由によって障害補償年金と厚生年金保険法等、他の法令の規定による給付が併給される場合の障害補償年金の額は、端数処理を行わない所定の障害補償年金の額に他の法令の規定により併給される年金の種類に応じ、第3-6表に掲げる率を乗じて得た額を端数処理した額に調整されます。

イ ただし、調整した後の障害補償年金の額が調整前の障害補償年金の額から他の法令の規定による年金たる給付の額を控除した額を下回る場合は、その控除した後の額が障害補償年金として支給されます(法附則第8条、令附則第3条)。

併給される公的年金	調整率	調整率(特殊公務災害時)				
所施される公的中金	神雀华	1級	2級	3~7級		
厚生年金保険法による障害厚生年金等及び国民年金法に	0. 73	0.81	0, 81	0.82		
よる障害基礎年金	0.75	0. 61	0. 61	0. 82		
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について	0.83	0. 88	0.88	0.89		
障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.00	0.00	0.00	0. 69		
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障						
害厚生年金又は平成24年一元化法改正前地方公務員等共	0.88	0. 91	0. 92	0. 92		
済組合法・平成 24 年一元化法改正前国家公務員共済組合	0.00	0.91	0.92	0.92		
法による障害共済年金が支給される場合を除く。)						
旧国民年金法による障害年金	0.89	0.92	0.92	0. 93		

第3-6表 他の法令による給付との調整率

4 支給期間等

障害補償年金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月分から始め、受給権が消滅した月の分

で終わります(法第40条第1項)。

また、支払は、毎年4月、6月、8月、10月、12月及び2月の6期に、それぞれの前月分までがまとめて支払われることになっていますが、受給権が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても支払われます(法第40条第3項)。

第2 障害補償に伴う福祉事業

1 障害特別支給金

(1) 通常の場合

障害特別支給金は、障害補償の受給権者に対し、第3-5表に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます(業務規程第29条の6)。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務又は通勤による負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度 を加重したときは、加重後の障害等級に応ずる額から加重前の障害等級に応ずる額を差し引いた 額が支給されます。ただし、新たな障害のみに対して障害補償が行われたときは、当該障害等級に 応ずる上記(1)の額が支給されます。

また、再発傷病が治った場合において、再発等級が初発等級より上位の等級に該当するときは、再発等級に応ずる上記(1)の額から初発等級に応ずる上記(1)の額を差し引いた額が支給されます。

(3) 傷病特別支給金との調整

障害補償を受けることとなった者が、既に傷病特別支給金の支給を受けた場合においては、当該障害補償に係る障害等級に応ずる額が、当該傷病特別支給金に係る傷病等級に応ずる額を超えるときにあっては、障害特別支給金として、当該超える額に相当する額が支給され、当該障害補償に係る障害等級に応ずる額が、当該傷病特別支給金に係る傷病等級に応ずる額以下のときにあっては、障害特別支給金は支給されません(業務規程第29条の6第3項)。

2 障害特別援護金

(1) 通常の場合

障害特別援護金は、障害補償の受給権者に対し、第3-5表に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます(業務規程第29条の8第1項、第2項)。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額が支給されます(業務規程第29条の8第3項)。

ア 公務上の災害に係る障害補償の受給権者

加重後の障害等級に応ずる第3-5表の「公務災害」の欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応ずる第3-5表の「公務災害」の欄に掲げる額を差し引いた額

イ 通勤による災害に係る障害補償の受給者

加重後の障害等級に応ずる第3-5表の「通勤災害」の欄に掲げる額から、加重前の障害等級

に応ずる第3-5表の「通勤災害」の欄に掲げる額を差し引いた額

(3) 新たな障害のみの場合

上記(2)にかかわらず、新たな障害のみに対して障害補償が行われた場合は、当該障害等級に応ずる上記(1)に掲げる額が支給されます。

3 障害特別給付金

(1) 通常の場合

障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者に対しては年金、障害補償一時金の受給権者に対しては一時金として、それぞれに当該障害補償年金又は障害補償一時金の額に 100 分の 20 (令第 1 条職員にあっては、100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める率とする。)を乗じて得た額が支給されます。ただし、その額は、第 3-5 表に掲げる上限額の算式により得た額を超えないものとされています(業務規程第 29 条の 11)。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によって、同一部位について障害の程度を加重したときは、次に掲げる場合の区分に応じ、加重後の障害等級に応ずる上記(1)による額から、次に掲げる額を差し引いた額が支給されます。ただし、新たな障害のみに対して障害補償が行われたときは、当該障害等級に応ずる上記(1)による額が支給されます。

ア 加重後の障害の程度が、第7級以上の障害等級に該当する場合

加重前の障害の程度が第7級以上の障害等級に該当するものであるときは、その障害等級に 応ずる上記(1)による額、加重前の障害の程度が第8級以下の障害等級に該当するものであると きは、その障害等級に応ずる上記(1)による額を25で除して得た額

イ 加重後の障害の程度が、第8級以下の障害等級に該当する場合

加重前の障害等級に応ずる上記(1)による額

(3) 再発傷病の場合

再発傷病が治った場合において、初発傷病に関し、既に障害補償を行っている場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額が支給されます。

ア 初発傷病に関し、既に障害補償年金を支給している場合

再発等級に応ずる上記(1)による額

イ 初発傷病に関し、既に障害補償一時金を支給しており、かつ、再発等級が初発等級より上位の 障害等級に該当する場合

再発等級に応ずる上記(1)による額から、それぞれ次に掲げる額を差し引いた額

- (ア) 再発等級が、第7級以上の障害等級に該当するときは、初発等級に応ずる上記(1)による額を25で除して得た額
- (イ) 再発等級が、第8級以下の障害等級に該当するときは、初発等級に応ずる上記(1)による額

第3 障害補償等の請求(申請)手続

職員は傷病について治ゆ(症状固定)といわれた場合で、残存障害が公務災害補償制度上の障害に該 当する見込みがある場合、任命権者を経由して、支部長に対し、障害補償の請求を行います。

なお、請求に際しては、「障害補償請求書(様式第9号又は第11号)」、医師による基金所定の「後遺障害診断書」又は「残存障害診断書」、本人による「障害等級認定補足調査」及び下記の障害に必要とされる資料を添付します。障害等級が第7級以上と見込まれ、「障害補償年金請求書(様式第9号)」に

て請求する場合は個人番号を記入する必要があります。

さらに、特に必要な場合には(原則として請求 書提出後基金から指示があります。)レントゲン 写真、CT、MRI、日常生活状況申立書等の障 害等級決定に必要な書類を添えなければなりま せん(業務規程第13条第3項)。

	後遺障害診断書等に添付する
後遺障害の種類	資料
	(形状・大きさが分かるもの)
欠損障害	写真
醜状障害	カラー写真
変形障害	写真

また、神経系統の機能又は精神の障害(系列区分 13)に係る請求の場合、所定の医学的資料及び医療機関の意見書等が必要です(平成 16 年 3 月 12 日地基補第 54 号)。

基金は、障害補償の決定に当たり、必要がある場合は検診医に検診を依頼することとしています。

第4 受給権者の報告等

障害補償年金を受けている者は、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、「障害の現状報告書 (障害補償年金)(様式第40号)」を任命権者を経由して基金に提出しなければなりません。(規則第36条、業務規程第25条)

また、氏名、住所、個人番号を変更した場合には、遅滞なく、その旨を書面で任命権者を経由して基金に届け出なければなりません。障害の程度に変更があった場合には「障害補償変更請求書(様式第13号)」に障害の程度に変更のあったことを証明し得る医師の診断書その他の資料を添付して提出しなければなりません(規則第37条、業務規程第14条)。

第5 障害補償年金前払一時金

1 通常の場合

傷病が治って障害が残った被災職員については、一定のまとまった補償を行うことにより社会復帰の促進を図る必要があること、民事損害賠償や自賠責保険が一時金で行われていることとの均衡等を考慮して、当分の間、障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることのできる年金の一部を障害補償年金前払一時金として前払いすることとされています(法附則第5条の3)。

前払一時金の額は、第3-7表に掲げる額を 限度として総務省令で定められる額です。

第3-7表 障害補償年金前払一時金の限度額

障害の等級	額
第 1 級	平均給与額×1,340
第 2 級	平均給与額×1,190
第 3 級	平均給与額×1,050
第 4 級	平均給与額× 920
第 5 級	平均給与額× 790
第 6 級	平均給与額× 670
第 7 級	平均給与額× 560

なお、前払一時金が支給される場合には、障害補償年金は次に掲げる額の合計額が当該障害補償 年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給が停止されます(規則附則第4条の4)。

ア 前払一時金を支給した月後の最初の法第 40 条第3項に規定する支払期月から1年経過した月 (イにおいて「1年経過月」という。)前の各月に支給すべき障害補償年金の額の合計額(年金の 支払があった後に申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日の属する月以前の期間 に係る障害補償年金の額を除く。)

イ 1年経過月以降各月に支給されるべき障害補償年金の額を、法第2条第4項に規定する災害発生日の日における法定利率にその経過した年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合計額

2 障害の程度に変更のあった場合

障害の程度に変更のあった(法第29条第9項の規定の適用を受けた)障害補償年金の受給権者が、 障害補償年金前払一時金の支給に係る申出を行った場合における当該障害補償年金前払一時金の限 度額は、新たに該当するに至った障害等級に応じたものとします。

3 免責された額がある場合

規則附則第4条の3第1項の当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の合計額には、当該障害補償年金について第三者等が損害賠償を支払ったため免責された額がある場合は、これを含むものです。

4 再発傷病の場合

再発傷病に係る障害補償年金前払一時金の取扱いについては、次によるものとされています。

(1) 初発傷病に関して一時金の支給を受けていない場合

再発傷病に関して障害補償年金を受ける権利を有する者は、初発傷病に関し障害補償年金前 払一時金の支給を受けていない場合に限り、規則附則第4条の2の規定による申出を行うこと ができます。

(2) 初発傷病に関して一時金の支給を受けている場合

初発傷病に関して障害補償一時金を支給された者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが、障害補償年金前払一時金の支給に係る申出を行った場合においては、その者が選択すべき障害補償年金前払一時金の額は、再発傷病が治った時における障害等級に応じ、法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる額に、再発傷病に関し支給すべき障害補償年金の額を当該障害等級に応ずる法第29条第3項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額又はその額の範囲内のものとされています。

第6 障害補償年金差額一時金等

1 障害補償年金差額一時金

(1) 通常の場合

障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、障害補償年金前払一時金を選択した場合及び同様の制度が存する遺族補償年金との均衡を図る必要があること等を考慮して、当分の間、既に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額の合計額が第3-8表(以下「障害補償年金差額一時金の限度額」という。)に掲げる額に満たないときは、その遺族に対し、その請求に基づき、補償としてその差額に相当する額が障害補償年金差額一時金として支給されます(法附則第5条の2)。

なお、上記の「既に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額の合計額」には、 未支給の補償又は第三者等が損害賠償を支払ったため免責された額がある場合は、これらを含む ものとされています。

(2) 受給できる遺族

障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者です。

ア 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ アに該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

受給権者となる順序はア、イの順序により、ア及びイのうちにあってはそれぞれ掲げた順序(父母については、養父母は実父母より先順位とする。)となります。

なお、アの「その者と生計を同じくしていた」とは、障害補償年金の受給権者と一つの生計単位 を構成していたことをいい、必ずしも当該受給権者との間に同居又は生計維持関係の事実がある ことを要しないものです。一般的には、当該同居又は生計維持関係の事実がある場合は、別個の 生計単位を構成していることが明らかでない限り、「その者と生計を同じくしていた」ものとして 取り扱っています。

(3) 障害加重の限度額

障害加重の限度額は、加重前の障害の程度が、第7級以上の障害等級に該当する場合、加重後の障害等級に応じ、第3-8表に掲げる額から、加重前の障害等級に応じ第3-8表に掲げる額を差し引いた額とされています。

加重前の障害の程度が、第8級以下の障害 等級に該当する場合は、加重後の障害等級 に応じ、第3-8表に掲げる額に、障害の程 度を加重した場合に支給される障害補償年

第3-8表 障害補償年金差額一時金の限度額

障害の等級	額
第 1 級	平均給与額×1,340
第 2 級	平均給与額×1,190
第 3 級	平均給与額×1,050
第 4 級	平均給与額× 920
第 5 級	平均給与額× 790
第 6 級	平均給与額× 670
第 7 級	平均給与額× 560

金額を、加重後の障害等級に応ずる第3-5表の障害補償年金額で除して得た数を乗じて得た額とされています。

(4) 再発傷病の場合

再発傷病に係る障害補償年金に関する障害補償年金差額一時金については、次によるものとされています。

ア 障害補償年金を受ける権利を有した者

初発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有していた者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが死亡した場合においては、障害補償年金差額一時金の限度額は再発傷病が治った時における再発等級に応じたものとし、当該限度額から差し引くべき障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額には、初発傷病に関し支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額が含まれます。

イ 障害補償一時金を支給された者

初発傷病に関し障害補償一時金を支給された者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、再発等級に応じ、第3-8表に掲げる額に、再発傷病に関し支給すべき障害補償年金の額を再発等級に応ずる法第29条第1項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額に満たないときは、その差額に相当する額を支給するものとされています。

(5) 未支給の補償がある場合

障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡し、当該障害補償年金に係る未支給の補償がある場合における当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金の支給決定は、当該障害補償年金に係る未支給の補償に関する支給決定の後に行うものとされています。

2 障害差額特別給付金

(1) 支給要件

障害差額特別給付金は、次に掲げる者に支給されるものです(業務規程第29の14第1項、第2項)

- ア 障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなった遺族
- イ 障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため障害補償年金差額一

時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者にその障害補償 年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を 有することとなる遺族

(2) 支給額

障害差額特別給付金の支給額は、上記(1)のア及びイの区分に応じそれぞれ次のア及びイに掲げる額です(業務規程第29条の14第3項)。

ア 障害補償年金差額一時金に係る障害等級に応じ、法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる額(当該障害補償年金が特殊公務災害に係るものである場合は特殊公務災害として割増した後の額、船員である職員に係るものである場合は船員の特例として上積みした後の額(以下「障害差額特別給付金限度額」という。)に100分の20を乗じて得た額(ただし、その額は150万円に障害等級に応じ法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えない額とする。)から、既に支給された障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額

イ 障害補償年金差額一時金が支給されたものとして上記アの例により計算して得られる額

(3) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務上の傷病又は通勤による傷病によって同一部位について障害の程度を加重した場合の障害差額特別給付金の支給額は上記(2)にかかわらず、次のア又はイの場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額に 100 分の 20 を乗じて得た額(ただし、その額は 150 万円にア又はイに掲げる額(特殊公務災害に係るものである場合は、特殊公務災害として割増す前の額)を平均給与額で除して得た数を 365 で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。)から、既に支給された障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額です(業務規程第 29 条の 14 第 4 項)。

ア 加重前の障害等級が第7級以上の場合

加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額から加重前の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額を差し引いた額

イ 加重前の障害等級が第8級以下の場合

加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額に当該障害加重に係る障害補償年金の額を加重後の障害等級に応ずる障害補償年金の額(当該障害補償年金が特殊公務災害に係るものである場合は特殊公務災害として割増した後の額)で除して得た数を乗じて得た額

(4) 再発傷病の場合

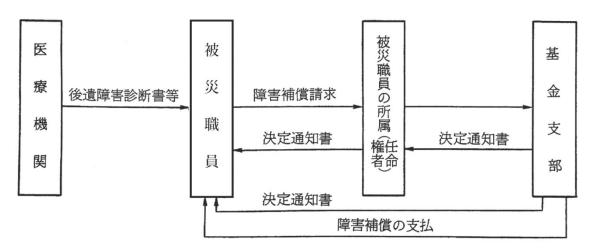
ア 障害補償年金を受ける権利を有した者

初発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有していた者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが死亡した場合においては、上記(2)のアの既に支給された障害特別給付金の額の合計額には、初発傷病に関し支給された年金たる障害特別給付金の額が含まれるものです。

イ 障害補償一時金を支給された者

初発傷病に関し障害補償一時金を受けた者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を 有する者が死亡した場合における障害差額特別給付金の額は、再発等級に応じ、法附則第5条 の2第1項の表の下欄に掲げる額に、再発傷病に関し支給すべき障害補償年金の額を再発等級 に応ずる法第29条第1項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額(以下「再発傷病に係 る障害補償年金差額一時金の限度額」という。)に 100 分の 20 (令第1条に規定する職員にあっては理事長の定める率)を乗じて得た額(その額が、150 万円に、再発傷病に係る障害補償年金差額一時金の限度額を平均給与額で除して得た数を 365 で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該得られた額)から、既に支給された当該障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額です。

◇障害補償の請求から支給まで◇



※ 決定通知の送付方法には被災職員へ直送の場合と、任命権者経由の場合とがあります。

記載例27 障害補償年金請求書 様式第9号

		障 障	宣害特別 宣害特別	償年3 別支給 別援護 別給付	金申請金申請	青書 青書		[該当す	ると判 に に 定 ¹		5等級	000	0-00	1号紙
	地方公務		<u> </u>) 1 /I H 1 J	<u> </u>	請求(申請)	年月日/	令和	5 £	F.	4		14	1
		東京記の障害補償年金	障害特別	援護金 き	₩ 殿	請求 (日		から 住所	〒〇〇(〇〇県(トウキョウ 東京 -	○○市			2-3	(白筆	美又は押印)
	詰) ì	します。	(11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11			個	人 番	/ г			Т			(14	1/(6)////
	1 関被	所属団体名 東	京都			n-		·	ナ トウ: 名 東 3	京 一自	ķīs			<u> </u>	
	が災職	所属部局名 〇	○曷○○	部		/	/	当作マル	発病の年		F 10	月	10 日生	E (54	裁)
	事員				✓ #	ŧ /	勤	見 あ 入 に	元70107日		令和2	在	1	目	6 _目
	項に	職 名主	事			, う第 1/条耶		台ゆ年月	B		令和5		<u>·</u> 1	 月	5 _E
別	2 障	<u> </u> 害の部位及びる	その程度	脊髄損傷(4 1 0		· ·		
別紙	3 既	存障害とそ	の程度	 なし											
平均	4 障	害等	級	第	1 級	第	3 -								
「平均給与額算定書」	5 障	害補償年金請	求金額		(平均給与	額) 15,911	円	×	(日数)		=			4,980	0,143 円
	6 他	法年金の受	給 関 係	☑ 障害児	生年金			の被	保険者で	ごあった	<u>ئے</u> ۔		被保険者	ずではな	かった。
で算定した	7 障:	害特別支給金 申 害特別援護金 申	請金額等	障害特別支 障害特別接	養護金	15	3,420,00 5,400,00	00 円		傷病特	_	合金の 有	受給の有	三無	
た額	8 障		付 金 計 算	(A)	(平均給与額	^{負)} 15,911	円	× 31	3 ×	20 100	=			996	6,028 円
				(B)		1,500,000	円	× - 31			=			1,286	6,301 円
	9 障	害特別給付金甲	申請金額											990	6,028 円
正銀に	送	公金受取口座を (本請求(申請) 任意の口座を指)書に記載	の個人番号	号を利用し [、]	て公金受り	取口座	との情報	漫携を行	テうこ	とに同う	意する	5。)		
正確に記入	希望口座	金融機関名 口座番号 その他	0	○銀行		支店等名 座名義人			○支部 ガナ)				」 ☑ 普:		〕 当座 ロウ)
座夕					ı										
義を	* 受		所属 音					権 君	ž.	П			金 🧵	支部	
	* 年		第30条の制	限	有 □ 無		年 3		書の	番	号 第		<i>√</i> -771	月 	号
	决	別支給金				円 *	年特別	害 金 給付金	支給開	始年	級 第		級 年	第	号 月
	全 —	別接護金別給付金	年		B	円 円 来		支給金援護金		支	払		年	月	日

〔注意事項〕裏面参照。

平均給与額算定書

2 号紙

東京 一郎 被災職員の氏名 障害補償年金 補償の種類 及び生年月日 昭和 43 年 10 月 10 日生 1 平均給与額算定内訳 災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額) 1年10月 1日から 1 年11月 1 日から 1 年12月1日から 給与期間 考 1年10月31日まで 1 年11月30日まで 1 年12月31日まで 日 31 日 30 目 31 目 92 行(-)3-81 23 勤務した日数 日 23 ∄ 22 日 68 日 除日数 0 日 日 日 日 0 0 0 384,000 384,000 384,000 152,000 13,500 扶養 手 当 13,500 13,500 40.500 67,575 地域手当 円 67,575 円 67,575 <u> 202, 725</u> 住居手当 9,000 円 9,000 円 9,000 円 27,000 円 5,000 通勤手当 円 5,000 円 5,000 円 円 15.000 時間外勤務手当 8,000 Щ 10,000 円 <u>6,000</u> Щ Щ 24,000 宿日直手当 円 円 円 円 Щ Щ 円 円 Щ Щ Щ Щ Щ Щ 円 与 円 円 円 円 Щ 円 円 Щ 485,075 円 487,075 円 489,075 円 1,461,225 (A) 法第2条第4項本文による金額 寒冷地手当 「災害発生の日の属する月の前月の末日以前におけ (給与総額) (総日数) る直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地 1,461,225 円÷ 92 =15,882 円88 銭 (イ) 手当の額 $\mathbb{H} \times 5 \div 365 =$ (口) 15,882 円88 銭 法第2条第4項ただし書による金額 (勤務した日数) 日、時間又は出来高払制によ しって定められた給与の総額 $\frac{60}{100}$ = 211 円 76 銭 (ハ) 24,000 円÷ 68 × (その他の給与の総額) (総日数) 1,437,225 円÷ 92 = 15,622 円 01 $(□) + (\land) + (=)$ = 15.833 円 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算) (寒冷地手当の額) (控除日の属する) 月の給与の月額 (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) 銭(ホ) (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) (ホ) + (ヘ) = 円 (給与総額) (ト) (寒冷地手当の額) (総日数) 銭 円 銭 (総日数) (控除日数)) 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算) 日、時間又は出来高払制によって定められた給 与の総額(控除日に支払われたものを除く) 「競務した日数 (控除日を除く) Щ÷ 円 銭(チ) 100 (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ) $\frac{\times 5}{}$ \times 円 銭(リ) (控除日数) (総日数) 日 (チ) + (リ) =

(D)	規則第3条第1項による金額					
	(給与総額) (総日数)		ш ^^	/		
(T)	円÷ = 災害発生の日(令和 2 年 10 月 1 日)における	◎投偿支	円 銭	F #	1	1=.50
	災害発生の日(令和 2 年 10 月 1 日)における 基本的給与の月額		由発生日(令和	5 年	1 月 5 日)	にお
Z	(イン) ・ 		本的給与の月額 -) 職給料	表 3	級 93	旦、炒
給	11(一)		<u>-) </u>	衣		_万和
扶	養 手 当 13,500円		手 当		13,50	
地	域 手 当 67,575円		手当		72, 8	
	手 当	特地勤務手当又は	•		72,0	
1425300	計 465,075 円				477,3	
(E)	規則第3条第2項による金額	,			, -	13
(-/	(基本的給与の月額①)					
	(= , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	円÷30=	Р]	銭	
(F)	規則第3条第3項による金額					
	(基本的給与の月額②)					
	477, 310	円÷30=	15,910 _F	33	銭	
(G)	規則第3条第4項による金額					
	災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例に。	より計算した額				
	(基本的給与の月額①)					
	465, 075	円÷30=	15,502 _F	50	銭(ヌ)	
	(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金	注額				
			15,882 ^F	88	銭(ル)	
	(ル)(総務大臣な	が定める率)				
	10:002	.00 =	15.882 ^P	88	銭	
	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額	頂				
規	補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例に。	より計算した額				
則	(基本的給与の月額②)					
第		円÷30=	Р]	銭	
3	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償	賞事由発生日が	災害発生の日の層	する年度	度の翌々年度以降	
条	に属する場合の金額					
第	災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例	により計算した	こ額			
6	(基本的給与の月額①)					
項	i 	円÷30=	F]	銭(ヲ)	
に	【(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C′)(D)(E)のうち最も高	い金額				· 4
よ	 		F]	銭(ワ)	7
る	(ワ) (総務大臣だ	が定める率)				Ē
金	円 銭×	=	<u>F</u>]	銭	現 在
額	(J) (H)(I)以外の金額					在
			<u>F</u>]	銭	の —— 在
(K)	規則第3条第7項による金額					年齢
			F]		
(T)	法第2条第11項又は第13項による金額					
(レ)						
(L)	法第 2 条第 11 項又は第 13 項の基準日における年齢		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53		
(L)	法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢	限 度 額		年改正法	よ附則第 5 条の規矩	定によ
(L)	法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 最低	限度額	田 る経過	年改正法 措置の適	生附則第 5 条の規算 用	定によ
	法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 最5,189 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	限度額 ,994		年改正法	生附則第 5 条の規算 用	
	法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 最低	, 994	円 る経過: □有	年改正法 措置の適	法附則第 5 条の規? 用 無	
	法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 最5,189 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	, 994	田 る経過	年改正法 措置の適	生附則第 5 条の規算 用	
2 3	法第 2 条第 11 項又は第 13 項の基準日における年齢 最 高 限 度 額 最 低 25,189 円 6	, 994 1	円 る経過 □有 5,911 円(年改正法 措置の適 ✓	5附則第 5 条の規第 用 無)による金額	
2 3	法第 2 条第 11 項又は第 13 項の基準日における年齢 最 高 限 度 額 25,189 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	, 994 1	円 る経過: □有	年改正法 措置の適 ✓	法附則第 5 条の規? 用 無	
2 3	法第 2 条第 11 項又は第 13 項の基準日における年齢 最 高 限 度 額 最 低 25,189 円 6	, 994 1	円 る経過 □有 5,911 円(年改正法 措置の適 ✓	5附則第 5 条の規第 用 無)による金額	
2 3	法第 2 条第 11 項又は第 13 項の基準日における年齢 最 高 限 度 額 25,189 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	, 994 1 します。	円 る経過 □有 5,911 円(文書番	年改正浴 措置の適 ✓ F 号 5 (5附則第 5 条の規第 用 無)による金額	
2 3	法第 2 条第 11 項又は第 13 項の基準日における年齢 最 高 限 度 額 25,189 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	, 994 1 します。	円 る経過 □有 5,911 円(文書番	年改正浴 措置の適 ✓ F 号 5 (5附則第 5 条の規2 用 無) による金額	
2 3	法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 25,189 円 6 平均給与額 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明し 令和 5 年 月 日	,994 1 」ます。 地 新宿 【	円 る経過	年改正浴 措置の適 ✓ F 号 5 (5附則第 5 条の規2 用 無) による金額	
2 3	法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 25,189 日 6 P均給与額 P均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明し 令和 5 年 月 日	,994 1 」ます。 地 新宿 【	円 る経過 □有 5,911 円(文書番	年改正浴 措置の適 ✓ F 号 5 (5附則第 5 条の規2 用 無) による金額	
2 3	法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 25,189 円 6 平均給与額 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明し 令和 5 年 月 日 日	,994 1 	円 る経過	年改正浴 措置の適 ✓ F 号 5 (5附則第 5 条の規2 用 無) による金額	
2 3	法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 25,189 円 6 平均給与額 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明し 令和 5 年 月 日 日	,994 1 」ます。 地 新宿 【	円 る経過	年改正活 措置の適 F 号 5 (5附則第 5 条の規2 用 無) による金額	

記載例28 障害補償一時金請求書

様式第11号

			補償一時金記		該当古		车級		
			特別支給金馬 特別援護金馬			D C TABLE 40 D 4	T-10X		1 U Vrf
					=====================================	定番号			1号紙
	## 十 // 3⁄2		特別給付金甲					0-000	
	地力公務	員災害補償基金	+	請求(申請)年)			7 月	12	日
		東京都	支部長 殿	請求 (申請) 者の			,		
			障害特別支給金		/	市○○町1-2			
	しまし		障害特別援護金を	フリガナ 氏 名	シンジュクシ	/ U /)			
	3+ b	`	障害特別給付金」		新宿 次郎			((mrn)
		(申請) します。			/			(自署又は	.押印)
	1	所属団体名 東京都		/	フリガナシン	_			
	関被				4	官 次郎			(H-)
	す災	所属部局名 ○○局○	○部			和41年 2	月 1 日:	生(57	歳)
	る職 事員				負傷又は発病の生		_	_	
	項に	職 名 主事	✓ 	/		令和 4 4	<u>' </u>		
				令第1/条職員	治ゆ年月日	令和 4 1	年 12	月 16	日
		書の部位及びその程							
	3 既	存障害とその程	度しなし						
	4 障	害等	級 第 8	級 第 1	号				
					〔舟	沿員の場合]			
	5 障領	害補償一時金請求金	額 (平均給与額)	(日数(ア))	(平均給与額)	(日数(イ)))		
			15,828	円 × 503 +	(円 ×) =	7,961,48	34 円
	6 障害	字特別支給金 早請金額	障害特別支給金 i等	650	0,000 円	傷病特別支給	金の受給の	有無	
	障包	F特別援護金 中間 ^{並很}	障害特別援護金	3,200	0,000 円		有	☑ 無	
別紙					〔船員の場合	}]			
显			(平均給	与額) (日数(ア))	(平均給与額) (日	数 (イ))			
均給			(A) 15	5,828 円× 503 +	(円>	() \ × -	20 =	1,592,29	04 ⊞
与額	7 障申		IZ.	J,020 □ ∧ 303 T			100	1,072,27	70 🖂
与額算定書					(日数 (ア))			
書			(D)	1,500,000 円	503	_		0.047.17	00 III
で質			(B)	1,500,000	365	=		2,067,12	20 🗇
で算定した額	8 障領	事特別給付金申請金	額					1,592,29	96 円
た	9 🗆	公金受取口座を利用す	る						
	送	個 人 番 号							
正確に記入 銀行に届けて	金□	任意の口座を指定する	•	•	•				
能にに	希 望	金融機関名	○○銀行	本支店等名	○○支店	口座	種別 🔽 普	F通 🗌	当座
乱け	座	口座番号	1234567	口座名義人	氏名 (フリガナ)	新宿 2	次郎(シンジ	ュク ジロウ))
N.	A-A-	その他							
ている口座名義を	* 受	理 品 屋	,部局	任(基金	支 部	
坐 名	へ 又(到達した年)		月 日	年	川 11年 12 月		年	月	<u></u> В
表を	(対達した平	<u>'</u>		1		日	+		— н
		一 時 金	30条の制限 🗌		* 障害等級	第	級第	第 号	를
	* 決								
	定	特別支給金		<u>円</u>	* 通 知	ı	年	月	日
	金姬	特別援護金		<u>円</u>					
	500	特別給付金		円	* 支 払	,	年	月	日
	1	合 計		円					

〔注意事項〕裏面参照。

被災職員の氏名

平均給与額算定書

新宿 次郎

2 号紙

障害補償一時金 補償の種類 及び生年月日 昭和41 年 2 月 日生. 1 平均給与額算定内訳 災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額) 4 年5月1日から 4年4月1日から 4 年6月1日から 給与期間 考 4 年5月31日まで 4年4月30日まで 4 年6月30日まで 数 30 ∄ 31 ∄ 30 ∄ 91 行(-)3-77 22 日 23 ∄ 22 目 勤務した日数 67 日 除日数 日 日 日 378,400 円 378,400 円 378,400 円 1, 135, 200 13,500 円 13,500 円 13,500 円 40,500 70,542 円 地域手当 70,542 円 70,542 円 円 211,626 住居手当 円 0 円 **6,000**円 6,000 円 6,000 円 通勤手当 18,000 時間外勤務手当 10,000 円 15,000 円 10,000円 35,000 Щ 宿日直手当 Н П 円 Щ Щ Ш Щ 円 Щ 円 円 円 円 円 円 円 円 Щ Щ 円 483.442 円 478,442 円 478,442 円 1,440,326 (A) 法第2条第4項本文による金額 寒冷地手当 災害発生の日の属する月の前月の末日以前におけ (給与総額) (総日数) , 440, 326 円÷ 91 = 15, 827 円 75 銭 (イ) る直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地 手当の額 $円 \times 5 \div 365 =$ (口) 円 75 銭 <u>15,</u>827 法第2条第4項ただし書による金額 「日、時間又は出来高払制によ」 (勤務した日数) しって定められた給与の総額 35,000 円÷ 67 × 313 円 43 銭 (ハ) (その他の給与の総額) (総日数) 円÷ 91 = 15,443 円 14 (ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,756 円 1,405,326 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算) (寒冷地手当の額) (控除日の属する) 月の給与の月額 (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) 銭(ホ) (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)

 (ホ) + (へ) = 円

 (給与総額)

 (寒冷地手当の額) (総日数) 銭 円 銭 (総日数) (控除日数) 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算) 日、時間又は出来高払制によって定められた給 与の総額(控除日に支払われたものを除く) (控除日を除く) Щ÷ Щ 銭(チ) 100 (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ) $\frac{\times 5}{}$ × 円 銭(リ) (総日数) (控除日数) 日 (チ) + (リ) =

(D) 規則第3条第1項による金額			
			/
(給与総額) (総日数)			/
円÷ =		<u> </u>	★
①災害発生の日(年 月 日)における	②補償事由発生日(令希	4 年	12 月 16 目) にお
基本的給与の月額	ける基本的給与の月額	į	
職給料表級	行(一) 職給	料表 3	級 77 号給
A			378, 400 円
			13,500 H
地域手当			70,542 円
特地勤務手当又はへき地勤務手当			<u> </u>
計	計		462,442 円
(E) 規則第3条第2項による金額			
(基本的給与の月額①)			
(2110)/18 0 170 (27)	円÷30=	円	銭
	11:00	1.1	奖
(基本的給与の月額②)	45 444		
462,442	円÷ $30=$ 15,414	円 73	銭
(G) 規則第3条第4項による金額			
災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例に。	上り計算した額		
(基本的給与の月額①)	大 万 町 弁 した 版		
(基本的相子の方領电)	П : 00	ш	At (->)
	円÷30=	円	銭(ヌ)
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高いst	€額		
į į		円	銭(ル)
(ル) (総務大臣)	が定める率)		
	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ш	銭
円 銭×		円	戏
(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額			
規 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例に。	より計算した額		
則 (基本的給与の月額②)			
83	円÷30=	Ш	銭
第 (I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補信	1 4	トラナフケロ	->-
	貝争田完生日が火舌完生の日の	ノ属りる平月	夏の笠々年及以降
条 に属する場合の金額			
第 第 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例	により計算した額		
6 (基本的給与の月額①)			
項	円÷30=	円	銭(ヲ)
に (ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高	' い		
よし	V ·亚识	ш	銭(ワ)
```		円	
る (ワ) (総務大臣)			
(1/0-1/3) (1/0-1/3)	が定める率)	-11	- 異(フ)
金 円 銭×	が定める率) =		銭
金 円 銭×		円	
金 円 銭×		円	銭
金 円 銭× 額 (J) (H)(I)以外の金額			
金 円 銭×	=	円 円	銭
金     円     銭×       額     (J) (H)(I)以外の金額       (K) 規則第3条第7項による金額		円	銭
金額     円銭×       (J) (H)(I)以外の金額       (K) 規則第3条第7項による金額       (L) 法第2条第11項又は第13項による金額	=	円 円	銭
金     円     銭×       額     (J) (H)(I)以外の金額       (K) 規則第3条第7項による金額	=	円 円	銭
金額     円銭×       (J) (H)(I)以外の金額       (K) 規則第3条第7項による金額       (L) 法第2条第11項又は第13項による金額法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢	3,960	<u>н</u>	銭
金額     円銭×       (J) (H)(I)以外の金額       (K) 規則第3条第7項による金額       (L) 法第2条第11項又は第13項による金額法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢最高限度額	3,960 昭和 ス級	円 円 円 61 年改正活	銭 銭 <u>歳</u>
金     円     銭×       額     (J) (H)(I)以外の金額       (K) 規則第3条第7項による金額       (L) 法第2条第11項又は第13項による金額法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢	= 3,960 限度額 昭和 る経	円 円 円 61 年改正活 過措置の適	銭 銭 <u>歳</u>
金額     円銭×       (J) (H)(I)以外の金額       (K) 規則第3条第7項による金額       (L) 法第2条第11項又は第13項による金額法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢最高限度額       最高限度額     最低円	3,960 昭和 ス級	円 円 円 61 年改正活 過措置の適	銭 銭 <u>歳</u>
金額     円銭×       (J) (H)(I)以外の金額       (K) 規則第3条第7項による金額       (L) 法第2条第11項又は第13項による金額法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢最高限度額	= 3,960 限度額 円 ^{昭和} る経	円 円 円 61 年改正活 過措置の適 有	銭 銭 <u>歳</u> 去附則第5条の規定によ 用
金額     円銭×       (J) (H)(I)以外の金額       (K) 規則第3条第7項による金額       (L) 法第2条第11項又は第13項による金額法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢最高限度額       最高限度額     最低円	= 3,960 限度額 昭和 る経	円 円 円 61 年改正活 過措置の適 有	銭 銭 <u>歳</u>
金額     円銭×       (J) (H)(I)以外の金額       (K) 規則第3条第7項による金額       (L) 法第2条第11項又は第13項による金額法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢最高限度額       最高限度額     最低円	= 3,960 限度額 円 ^{昭和} る経	円 円 円 61 年改正活 過措置の適 有	銭 銭 <u>歳</u> 去附則第5条の規定によ 用
金額       円銭×         (J) (H)(I)以外の金額         (K) 規則第3条第7項による金額         (L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額         最高限度額       最低円         2 平均給与額	= 3,960 限度額 円 ^{昭和} る経 □	円 円 円 61 年改正活 過措置の適 有 口 ( <b>A</b>	銭 銭 歳 法附則第5条の規定によ 用 無 ) による金額
金額       円銭×         (J) (H)(I)以外の金額         (K) 規則第3条第7項による金額         (L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 最低円         2 平均給与額	= 3,960 限度額 円 ^{昭和} る経 □	円 円 円 61 年改正活 過措置の適 有 口 ( <b>A</b>	銭 銭 <u>歳</u> 去附則第5条の規定によ 用
金額       円銭×         (J) (H)(I)以外の金額         (K) 規則第3条第7項による金額         (L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額         最高限度額       最低円         2 平均給与額	= 3,960 限度額 円 ^{昭和} る経 □	円 円 円 61 年改正活 過措置の適 有 口 ( <b>A</b>	銭 銭 歳 法附則第5条の規定によ 用 無 ) による金額
金額     円銭×       (J) (H)(I)以外の金額       (K) 規則第3条第7項による金額       (L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 最低円       2 平均給与額       * 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明	= 3,960 限度額 円 ^{昭和} る経 □	円 円 円 61 年改正活 過措置の適 有 口 ( <b>A</b>	銭 銭 歳 法附則第5条の規定によ 用 無 ) による金額
金額       円銭×         (J) (H)(I)以外の金額         (K) 規則第3条第7項による金額         (L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 最低円         2 平均給与額	= 3,960  限度額 円 昭和 る経口  15,828 円	円 円 61 年改正活 過措置の適 有 ( A 書番号 5	銭 銭 歳 法附則第5条の規定によ 用 無 ) による金額
金 円 銭× (J) (H)(I)以外の金額 (K) 規則第3条第7項による金額 (L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 最低円 2 平均給与額 (P) 日 (P)	= 3,960 限度額 円 昭和 る経 口 15,828 円	円 円 61 年改正活 過措置の適 有 ( A 書番号 5	銭 銭 歳 法附則第5条の規定によ 用 無 ) による金額
金 円 銭× 額 (J) (H)(I)以外の金額  (K) 規則第3条第7項による金額  (L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 最低円  2 平均給与額  * 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明 ◆和 5 年 ○ 月 ○ 日	= 3,960  限度額 円 昭和 ろ □ 15,828 円  はます。 文章	円 円 61 年改正活 過措置の適 有 ( A 書番号 5	銭 銭 歳 法附則第5条の規定によ 用 無 ) による金額
金 円 銭× (J) (H)(I)以外の金額 (K) 規則第3条第7項による金額 (L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 最高限度額 最低円 2 平均給与額 (P) 日 (P)	= 3,960  限度額 円 昭和 る経口  15,828 円	円 円 61 年改正活 過措置の適 有 ( A 書番号 5	銭 銭 歳 法附則第5条の規定によ 用 無 ) による金額
金 円 銭×	B 度 額 円 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	円 円 61 年改正活過有 ( A 書番号 5	銭 銭 歳 法附則第5条の規定によ 用 無 ) による金額
金 円 銭×	= 3,960  限度額 円 昭和 ろ □ 15,828 円  はます。 文章	円 円 61 年改正活過有 ( A 書番号 5	銭 銭 歳 法附則第5条の規定によ 用 無 ) による金額